

- 航空法施行規則第5条の2の改正に伴い、**2022年6月20日以降、100g以上の機体が「無人航空機」の扱いに変わります。** 事前申請受付期間を設けたうえで、6月20日以降、100g～199gの機体においても飛行の許可書及び承認書の発行手続きを行います。（事前申請受付開始日は今後お知らせします）
- 2022年3月25日付、令和2年の国勢調査の結果に基づく人口集中地区が公表されました。航空法第132条に定める人口集中地区上空の飛行規制においては、**2022年6月25日から令和2年の人口集中地区データを使用します。**  
これまで飛行許可が必要のなかった場所においても、新たに飛行規制範囲となる場合がありますので、十分ご注意ください。

